

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大和市国際化協会(以下「協会」という。)が支援する国際化推進活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 協会が行う支援は、公益財団法人大和市国際化協会国際化推進活動助成金交付規程(2012年規程第34号。)に規定する助成金の交付を除き、次に掲げる各号のいずれかとする。

- (1) 後援名義の使用承認
- (2) 祝電、メッセージ等の送付
- (3) その他情報提供等の側面的支援

(対象)

第3条 支援の対象となる者は、国及び地方公共団体を除き、次に掲げる各号すべてに該当する団体とする。

- (1) 原則として大和市内に活動の拠点を置き、代表者が大和市内に在住又は在勤し、その所在が明確であること
 - (2) 堅実な活動実績を有すること。新設団体においては、堅実な事業計画を有すると認められること
- 2 支援の対象となる事業は、前項に規程する団体が広く市民を対象として実施する事業で、次に掲げる各号のいずれかすべてに該当する事業とする。
- (1) 公益財団法人大和市国際化協会定款第3条に規定する協会の目的に合致する事業であること
 - (2) 営利目的で行われる事業でないこと
 - (3) 特定の政党、宗教その他の政治的団体及び宗教的な団体を支持又は宣伝する活動に係る事業でないこと

(後援名義の使用)

第4条 後援名義の使用は、申請事業への賛同の意思を表現するもので、この使用により協会はいかなる義務も負わないものとする。

2 後援名義は、承認された事業に関する印刷物、掲示物及び口頭での紹介に使用することができる。

(祝電等の送付)

第5条 理事長は、申請事業への賛同の意思を表現するため、特に認めた事業に限り祝電及びメッセージ等の文書を理事長名で送付することができる。

(側面的支援)

第6条 理事長は、団体等からの要請に基づき、可能な範囲において必要な情報提供、人材の紹介等により活動の支援を行うことができる。

(申請)

第7条 第4条から第6条までに規定する支援（以下「後援名義使用等」という。）を受けようとする団体の代表者は、事業を実施しようとする日の30日前までに、後援等支援申請書（第1号様式）に次に掲げる各号に規定する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体の規約等の写し
- (4) 役員名簿の写し

2 理事長が特に認めた場合は、必要事項を記載した任意の書式で申請すること並びに必要事項及び添付書類の全部又は一部を省略することができる。

（承認）

第8条 理事長は、前条の規定により申請があったときは、内容を審査のうえ、その承認の可否を決定する。

2 理事長は、前項の規定により承認を決定したときは、後援等支援承認書（第4号様式）により通知する。

（実績報告）

第9条 団体の代表者は、事業の終了後速やかに次に掲げる各号に規定する書類を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 後援等支援事業実績報告書（第5号様式）
- (2) 事業収支計算書（第6号様式）

（支援の取消）

第10条 理事長は、交付団体が次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、第4条から第6条までに規定する支援を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたとき
- (2) 他の事業目的に使用したとき
- (3) この規程に定められた義務を履行しないとき

（委任）

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則（2012年 規程第35号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公益財団法人大和市国際化協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人大和市国際化協会の国際化関連活動への支援要綱（1994年要綱）は、廃止する。